

# 株式会社九州マイクロテック

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日まで  
(5年間)

### 2. 内容

目標1 : (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

社員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする。

#### 〈対策〉

- 令和3年4月から 社員の毎月の有給取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- 令和4年4月から 永年勤続表彰による休暇の導入。
- 令和5年4月から 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 令和7年4月から 有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取組結果を振り返る全社ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標2 : (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

全社員の一月当たりの平均残業時間を25時間以内とする。

#### 〈対策〉

- 令和3年4月から 長時間労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。(毎年1回実施)
- 令和4年4月から 部署ごとに業務内容の実施し、効率化に向けての計画を策定する。
- 令和5年4月から 毎週水曜日と金曜日は、管理職を含めた完全定時退社とする。
- 令和6年4月から 部署ごとの業務効率化計画の進捗を経営会議で報告事項とする。
- 令和7年4月から 社内の業務効率化への優れた取組に対して表彰を行い好事例として全社に展開する。